

保育所入所児童の受付

希望者は福祉事務所へ

保育所は、児童福祉法に基づいて、保護者の労働または疾病などの事由により、家庭で保育が十分でない場合、保護者の委託を受けて、代って保育するところである。入所の受け付けは常時行っています。ご希望の方は、市福祉事務所へご相談ください。(電話五四一―一―一内線二三四・一三五)

入所できる基準は、次のとおりです。

①児童の母親が、昼間家庭の外で

- ④母親が出産の前後であったり、病氣・心身障害などで保育できない場合
- ⑤長期にわたる病人や心身障害の人がいるため、母親がいつもその看護にあたっていて保育できない場合
- ⑥火災や風水害・地震などの不幸があり、その家庭を失ったり破損したため、その復旧の間、保育ができない場合
- ⑦(⑤)までの場合で、その家庭の母親以外の人が、児童の保育ができる場合は除かれます)

昭和五十七年版

県民手帳予約募集

毎年刊行している「県民手帳」を今年も発行します。

昭和五十七年版県民手帳は、ポケット手帳とチョット大きめの大型ポケット手帳の二種類発行いたします。

内容は、日記編、資料編、生活便覧編など栃木県のすがたを知っていたらうえで役立つ資料がたくさん盛り込まれた便利な手帳で行われます。

心身障害者

スポーツ大会

国際障害者年記念・第二十回栃木県心身障害者スポーツ大会が、十月十日県総合運動公園を主会場に行われます。

国民年金の知識⑧

国民年金の加入者で、孫を抱えている祖母が夫や息子と、あるいは姉妹の世話をしている姉が夫や父と、それぞれ死別して、母子家庭と同じような状態になった場合に支給されます。

〈受けられる条件〉

準母子年金を受けるには、死



仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合

②児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて、日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。しかし、父親がその仕事に従事していて、かつ、そのための使用人がいる家庭は除かれます。

③母親の死亡・行方不明・拘禁などの理由により、母親がいない家庭の場合

準母子年金

亡した夫、息子、父が国民年金に加入していてもかまいませんが、次のような条件に該当していることが必要です。

①祖母や姉と孫、弟妹との状態が、次のどれかにあてはまること

ア 夫が死亡したとき、祖母や

亡した夫、息子、父が国民年金に加入していてもかまいませんが、次のような条件に該当していることが必要です。

②祖母や姉の保険料納付状況が、次のどれかにあてはまっていること

ア 最近の一年間、すべて保険

料を納めていること

イ 最近の三年間、保険料をすべて納めたか、または保険料の免除を受けていること

ウ 保険料を十五年以上納めていること

△孫や弟妹が一人の場合〓五十

四万七百元(四万五千五十八円)

▽孫や弟妹が二人の場合〓六万七百元(月額五万五十八円)

▽孫や弟妹が三人以上の場合〓孫や弟妹が二人のときの年金額に、三人目からの孫や弟妹一人につき二万四千元(月額二千元)が加算されます。

※準母子加算

他制度から遺族年金を受けることができないときは、十八万円(月額二万五千元)が、前述の額に加算されて支給されます。

〔訂正〕八月号に掲載した「母子年金」の受給年金額は、子供一人の場合五十四万七百元、子供二人の場合六十七万七百元の誤りでした。訂正してお詫びいたします。

長寿会

今年も、70歳以上の方を催すお招きし、「長寿会」を開催いたします。お誘い合わせのうえ、お出かけください。

◎とき 9月9日(土) 午前11時

◎ところ 日光市総合会館